

平成 24 年度愛媛県新しい公共支援事業つなぎ融資利子補給事業の概要

行政機関から業務を委託したNPO等が、委託料が支払われるまでの間、事業の運転資金としてのつなぎ融資を利用した場合、利子相当額を補助します。

融資については本事業への申請とは別に金融機関の審査を受ける必要があります。(申請の前後いずれも可) 審査基準や融資の条件については金融機関ごとに異なります。補助が決定しても金融機関の審査の結果融資を受けられないこともあります。

募集内容について

1 対象

愛媛県内に事務所を置く新しい公共の担い手であるNPO等(特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織)

2 利子補給の対象となる融資

- (1) 行政機関(国、都道府県、市町村)が委託する事業について、委託料が支払われるまでの運転資金確保のための融資
  - (2) 精算払いを予定されていた委託料が概算払いへ移行した場合、繰上げ返済が可能であり、かつ支払い済み利息が返済と相殺することにより実質的に返還を受けられるものであること
- 融資額の上限なし

3 利子補給の対象となる利息

- (1) 年利2%を上限とする(ただし予算の範囲内で支給する)
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに発生するもの

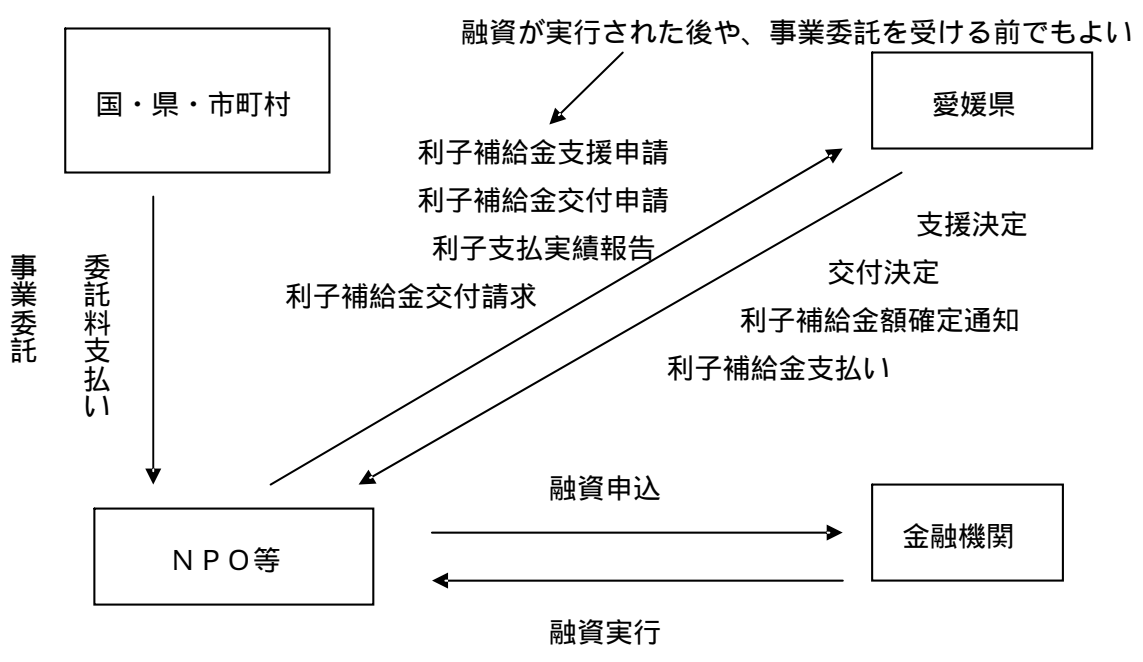
4 応募方法

募集期間：平成24年5月16日～平成25年2月15日(郵送・持参)  
 提出書類：支援申請書(様式1)及び添付書類  
 応募先：愛媛県県民環境部管理局 県民活動推進課NPO・ボランティア係  
 〒790-8570 松山市一番町4-4-2  
 電話：089-912-2305 FAX：089-912-2444 メール：kenminkatsudou@pref.ehime.jp

5 利子補給金交付請求の時期

利用するつなぎ融資の完済後となります。  
 (完済が平成25年3月31日以降の場合は、それまでに発生した利子についてのみ平成25年4月1日以降に請求することとなります。)

< 利子補給金交付までの手続 >



## 事業に関するQ & A

Q どのような融資が対象となりますか。

A 愛媛県内に主たる事務所を有するNPO等が行政から業務の委託を受け、委託料が支払われるまでの間につなぎ融資を利用する場合、利子相当額を交付します。事業の委託者が公募されていて、応募中であるときや、融資契約を締結する前でも申請することができます。

金融機関によっては、本事業による支援が決定していることを融資条件の一つとしていることがあります。

Q 利子補給を受けられる期間はいつですか。

A 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに発生する利子が対象です。支援申請前に発生したのも対象となります。補給額は、年利2%相当額を上限とし、予算の範囲内で交付します。

Q 利子補給を受けるための手続・時期を教えてください。

A 利子補給の申請（支援申請）を受けて、外部の委員から構成される愛媛県新しい公共支援事業運営委員会の審査を経て利子補給の対象となるNPO等を決定します。（申請日の属する月の翌々月末日までに決定）利子額が確定したら利子支払実績報告書を提出すると、実際の交付額が決定され、これを元に支払い手続を進めます。

また、平成25年2月15日までに支援申請を行ってください。

Q 平成24年度に実施される事業を受託しますが、委託料の支払い時期との関係で平成25年5月末日を返済日とするつなぎ融資を利用する予定です。補助の内容はどのようなものとなりますか。

A 平成25年3月までに発生する利子を対象として補助します。平成25年4月15日までに、3月までに支払った利子の額がわかる書類を付して実績報告をすることとなります。利息前受け等により利子を支払い済みの場合に限りません。